

第27回盛岡地方裁判所及び盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年10月6日(月)午後1時30分から午後4時00分

2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

3 出席者

(委員) ◆太田秀栄, ◇岡田健彦, ◇小川理津子, ◆金谷茂, ◇佐々木貴, ◇中嶋美紀, ◆中村マキ子, ◇中村美智子, ◇藤本幸二, □南智樹, ◇宮順子, ◇村上孝一, □村山浩昭, ◆矢作淳, ◇吉江暢洋, ◇吉田美善志

(五十音順, 敬称略)

(◇地方裁判所委員, ◆家庭裁判所委員, □地方裁判所委員兼家庭裁判所委員)

(説明者) 岡田地裁委員, 宮本裁判官, 山方地裁事務局長, 藤原刑事首席書記官, 安川刑事訟廷管理官, 齋藤刑事訟廷裁判員係長

(事務局) 佐藤家裁事務局長, 尾関民事首席書記官, 大松首席家裁調査官, 角掛首席書記官, 中井地裁事務局次長, 鈴木家裁事務局次長, 今井地裁総務課長, 今野家裁総務課課長補佐, 石井地裁総務課庶務係長

4 議事等

(1) 委員長選任(地方裁判所委員会)

委員の互選により村山委員が委員長に選任された。

(2) 委員長選任(家庭裁判所委員会)

委員の互選により村山委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

委員長代理として, 地方裁判所委員会については小川委員が, 家庭裁判所委員会については堀田委員がそれぞれ指名された。

(4) 施設見学

見学順路 裁判員等候補者待機室→質問手続室→200号法廷（裁判員裁判法廷）→評議室

(5) 意見交換（◎委員長，○委員，■説明者）

【裁判員等候補者待機室】

■ 〈裁判員選任手続の説明〉

○ 質問票にはどのようなことを記載するのか。

■ 裁判官にだけ聞いてほしいことを記載していただく。

○ 裁判所から、事件についてどれくらい知っているか聞くために、個別質問をすることはあるのか。

■ 裁判員からの個別質問の希望だけでなく、質問票の内容から裁判所の判断で個別質問をすることはある。

【質問手続室】

■ 〈個別質問、抽選作業及び宣誓手続の説明〉

○ 仕事のために辞退することはできるか。

■ 質問票に記載していただくことで、辞退申出として扱い、選任手続期日前に辞退が認められる場合もある。質問票の記載だけでは分からない場合は期日に来ていただいて、個別質問で確認して、やむを得ない場合は辞退が認められる。

○ 個別質問の時間はどれくらいか。

■ 2，3分くらいである。

○ 検察官と弁護人も立ち会っているのか。

■ 検察官と弁護人がそれぞれ一人か二人いる。後で話し合うために、候補者がどのような方か見ていただいている。裁判員候補者には御事情を伺うだけなので、自由にお話ししていただいている。

- 裁判員には守秘義務があるが、どのようにして守秘義務を守れる方であるか判断しているのか。
- 選任期日に、裁判員には守秘義務を守れるか問い掛けており、選任後も守れるかどうかについて疑問があるのなら随時個別に伺って、無理なら辞退していただいている。
- 裁判員が、誤って守秘義務に違反するような話をして、それを見聞きした一般の方から裁判員としての適否の問合せがあった場合、その裁判員を解任することはあるのか。
- 詳しく事情を伺って、守秘義務違反の程度から裁判員を続けられるか判断する。
- 裁判終局から数ヶ月が経って、一般人から「裁判員だった人が守秘義務に違反している。」というような苦情はあるか。
- そういう例は聞いたことはない。裁判後なので、個人で守秘義務を守っていただくが、少し話したからと言ってすぐに処罰されるものではなく、守秘義務について慎重に扱うよう十分に説明し、裁判員の方々には了解していただいている。
- 守秘義務に関する苦情は、盛岡地裁ではなかったということか。
- 盛岡地裁でも、他の裁判所でも聞いたことはない。
- ◎ 全国でも聞いたことはない。あり得るとすると、裁判中に守秘義務違反に触れる話をするということになるだろうが、事情を伺って、違反の程度が裁判員を続けるのにふさわしくないのであれば、解任などの措置をすることになっている。
- 裁判中に自分が裁判員であることを話すことは守秘義務違反になるのか。
- 自分が裁判員であることを話すことは、守秘義務違反ではない。法廷で行われた内容については、公開されているので、基本的に守秘義務の対象とはならない。

【200号法廷（裁判員法廷）】

■ 〈200号法廷の設備説明〉

【評議室】

■ 〈評議室の設備説明〉

- 補充裁判員は評議室で待機しているのか。
- ◎ 補充裁判員は、法廷の裁判員の後ろの席で裁判の内容を聞いている。
- 評議室には、裁判官、裁判員及び補充裁判員以外は入れないのか。
- 裁判官、裁判員及び補充裁判員以外は入れない。書記官も入れない。

(6) 裁判員制度についての説明

(7) 意見交換（◎委員長，○委員，■説明者）

【裁判員制度全般について】

■ 〈裁判員裁判の実施状況及び市民参加の実情の説明〉

- 裁判員等候補者が選任手続期日に出席するのに「出頭」という表現が使われているが、「出頭」という表現は、あまりいいイメージを思い浮かべることができないので気になった。
- ◎ 条文上の用語であるが、現場においては出頭という用語は使用していない。
- 「出頭」という表現は、裁判員法52条に記載されている用語であるが、現場では使用していない。
- 我々報道機関は、法律用語をかみ砕いて表現しているが、裁判所も法律用語を分かりやすい表現に置き換えて説明した方が、裁判員制度も国民に浸透していくのではないか。
- ◎ 報道対応として難しい法律用語等を使わないよう努力しているが、裁判所職員の語彙不足は否めない。今後、この意見を尊重して分かりやすく親しみやすい用語を使うようにしたい。

【配慮について】

■ 〈裁判員等に対する裁判所の配慮の説明〉

○ 先日、福島地裁で裁判員を経験したことにより精神的疾患を患ったとして損害賠償を起こした裁判について、請求棄却の判決が出たが、裁判員を務めたことにより精神疾患を患った場合の補償はどうなるのか。

■ 可能な限り裁判員が精神的負担を強いられないように配慮している。選任手続における運用も弾力的に行っている。不安を抱えている方については、個別質問を行い、辞退の判断においても十分配慮している。裁判員になったものの、どうしても精神的負担を払拭できないときは、補充裁判員に交替する運用も行っている。

◎ 選任手続段階で、精神的負担を理由にどこまで辞退を認めるかについて議論の余地はあると考える。この問題を契機に、精神的負担が辞退事由に結びつくのではないかと研究を重ね、研究会をしているところである。精神的負担の兆候が見られた場合、辞退をしていただく運用で対応している。

実際に精神疾患を患った場合の補償としては、裁判員は公務員の扱いを受けるので、国家公務員災害補償法の対象となります。

また、メンタルヘルスサポートについては、いつでも利用することができる。

なお、裁判員の精神的負担について訴えを提起されたことについては、重く受け止めている。

○ 盛岡地裁では、裁判員は裁判所への出入りや喫煙場所について一般来庁者とは別になっているわけではないので、被告人に不利な判断をした場合に身体の安全が脅かされるのではないかと感じている。この点についての改善の余地についてお伺いしたい。

■ 確かに、一般来庁者の出入りを規制することまではしていない。事件によ

っては帰る時間を調整して、支障がなくなってお帰りいただく取扱いを行っている。入口等について見直しをして、工夫できる点があれば改善したいと考えている。

- ◎ 裁判員専用の出入口を設けている裁判所はないが、タイミングや動線について工夫している裁判所はある。一般の来庁者と出入口が同じであることに不安を感じる裁判員については、職員を配置して問題を起こしそうな方との接触を避けるような手当てをしているのが一般的である。

喫煙場所については、一般の方の利用を規制することはできないので、問題のある事件については職員を配置してタイミングをみて裁判員に利用していただく処置を講じているところである。危害を加えられる恐れがある場合には、より強い処置を講じることを考えている。

【広報活動について】

- 〈広報活動についての説明〉
- 広報活動について、実施状況や裁判所で分析したものをプレスリリースし、1年ごとに定期的に情報発信したり、報道関係者などの裁判に関わっている方の勉強会を開催して、意見交換を行うことが考えられる。
- 出前講義があることを浸透させるのに、どのような方法で周知させるのかということを見ると時間がかかるものである。出前講義の実績を積んでいけば口コミで広がっていくのではないか。
- 子どもたちに裁判員制度を知ってもらうことは、将来に向けて大事なことである。子どもに知ってもらえれば、大人になったときにスムーズにこの制度に入っていけると考える。家庭教育セミナー、夏休みの子供会の行事やPTA活動を利用するのも1つの方法である。
- 私の職場の従業員は、裁判員になることに消極的である。しかし、本日この地家裁委員会に参加して、そんなに構えなくてもいいことが分かり、裁判

員になることについて、積極的に考えるようになった。そのためにも、広報活動は大事であり、出前講義を知っている人は少ないので、いろいろな方法で周知する必要がある。

【守秘義務について】

◎ 〈守秘義務についての説明〉

○ 評議室で話し合われたことは、自分が話したことも守秘義務の対象となるのか。

◎ 守秘義務の対象となる。

5 次回期日等

(1) 次回候補日

地裁委員会 平成27年2月23日(月), 24日(火), 25日(水)

家裁委員会 平成27年2月16日(月), 17日(火), 18日(水)

いずれかの日の午後1時30分から2時間程度

(2) テーマ 未定